

「福島県下水道普及促進月間」実施要綱

1 目的

下水道は、河川・湖沼などの公共用水域の水質汚濁防止のために重要な役割を果たすとともに、住民の安全で快適な生活の確保のために必要不可欠な生活基盤施設である。

しかし、本県の下水道普及率は全国水準と比較し依然として立ち遅れている。

このため、下水道の日（9月10日）を中心とした1か月間を「福島県下水道普及促進月間」とし、下水道の重要性の啓発と普及活動を集中的に実施し、下水道への理解と関心を深めてもらうとともに、下水道の正しい使用を促進する。

2 実施期間

8月26日～9月25日（下水道の日を中心とした1か月間）

3 実施主体

県、市町村、公益財団法人福島県下水道公社、福島県下水道協会、
全国町村下水道推進協議会福島県支部

4 実施方法

(1) 県

① マスコミや県の広報媒体を活用した広報活動

ア 新聞・テレビ・ラジオ等

「下水道の日」に関連して積極的に情報提供を行い、新聞・テレビ・ラジオ各社の自主取材を誘導する。

また、広報課に対し、下水道関連記事・番組の放送及び「下水道まつり」等の案内放送（スポット放送）を依頼する。

イ 県発行広報誌

県発行の広報誌等に下水道に関する記事の掲載を依頼するとともに、「下水道まつり」等関連行事の掲載も併せて依頼する。

② 市町村が行う本運動への助言及び支援

③ 下水道まつり等のイベント開催による県民への下水道の啓発

(2) 各市町村・団体

それぞれの実状に応じた実施計画を作成し、本運動の推進を図る。

(例) ・マスコミや各種広報媒体を活用した広報活動

・ポスター等の作成、掲示

・パンフレット等の作成、掲示

・「下水道いろいろコンクール」（公益社団法人日本下水道協会主催）への参加呼びかけ

・下水道施設の解放や、各種イベント等の開催

・下水道まつりへの参加呼びかけ

等